



参考資料

I 地区別懇談会における市民意見	97
II 羽村市意見公募手続(パブリックコメント)に寄せられた市民意見	102
III 委員会の日程と議事内容	103
IV 羽村市都市計画マスタープラン審議会委員名簿	104
V 羽村市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿	105
VI 羽村市都市計画マスタープラン審議会条例	107
VII 羽村市都市計画マスタープラン審議会運営要綱	108
VIII 羽村市都市計画マスタープラン策定委員会要綱	109



I 地区別懇談会における市民意見

■日時・場所等：7月2日（月） 美原会館 （1地区対象）

■出席者：9名

■土地利用計画/区画整理事業/地区計画等に関する意見

- 羽村駅西口は申し出換地などにより商業の誘導を図らなければ商業集積は形成できないのではないかと。

■交通・道路/公園・緑地/景観等に関する意見

- 羽ヶ上土地区画整理事業で整備した地区の住宅地内の道路がT字型になっていたりして不便である。
- 都市計画道路3・4・16号線が都市計画決定してから20年以上が経っている。立体交差さえ、まだ完成していない。
- 世の中の流れは、ビオトープなどのように自然に戻す方向にあることから、水田に整備した公園の園路を舗装する必要はないのではないかと。
- 公園が少ない。現在借用地で公園となっているところについては、都市計画公園でないことから、市で用地買収して都市計画公園として整備してほしい。
- 狭あい道路整備の取り組みは具体的にはどうするのか。買収にあたっては地主さんに買収価格を提示することも必要ではないかと。
- 狭あい道路については、拡幅することによって宅地等の緑が減ることから、消防自動車が入れる4.5mの幅員が確保できれば、十分ではないかと。
- バリアフリー化を実施した道路は、歩道の段差が小さいことから雨の時は、歩道に水が入ってきてしまう状況である。
- 歩道が狭いことから、自転車が安心して走れるスペースが無い。

■まちづくり手続き/まちの活性化/まちづくり全般に関する意見

- 市民の安全確保のために行なわれているパトロールは、同じ時刻に同じルートで巡回している。時刻やルートを変更するべきではないかと。
- 『ゆとろぎ』は新しく建設しながら従前より施設規模が小さく中途半端である。



■日時・場所等：7月3日（火） 東会館 （2地区対象）

■出席者：6名

■土地利用計画/区画整理事業/地区計画等に関する意見

- 利用方法は決ってなくとも、市で先行的に農地を購入し面積がまとまったら使いみちを考えた方が良いのではないかと。農地はぜひ残す方向で考えてほしい。

■交通・道路/公園・緑地/景観等に関する意見

- 都市計画道路3・4・12号線は将来交通量が増える路線であり早急に整備すべき。
- 北浦酒店の前の道（都市計画道路3・4・13号線）は通学時間に混雑し交通事故が心配。羽村駅西口土地区画整理事業に合わせて、整備されるのを待つだけでなく、通学時間帯だけでも一方通行にするなど早期に可能な安全対策を検討してほしい。
- 羽村駅西口土地区画整理事業地区内の都市計画道路は早急に整備すべきである。また、区画整理事業と切り離して整備することについて検討すべきである。
- この地区は坂が多いことから、高齢者や電動車イスを使用している人が困っている。
- 羽村駅西口から羽村堰までの道路は、羽村堰の見学者も多く、羽村らしい雰囲気のある道路整備をしてほしい。そうすることにより、羽村駅西口商店街の活性化にもつながる。
- シルバー人材センターから下る坂が狭いので車がすれ違えるよう拡幅してほしい。
- 幅員が狭く少なくとも200～300m続く道路は軽自動車がすれ違えるように整備してほしい。



- 河原のバーベキュー跡が汚い。ゴミが多く野良ネコなどの排泄物も多いことから、郷土博物館へ勉強に来る小学生が河原で弁当を広げることもできない。
- この地区は信号と公園が無い場所。信号が無いということは安全な場所ということ。その面は残し、公園は整備してほしい。
- むこう山はあきる野市域であるが、羽村から見る緑の景観を維持・保全する取り組みが必要。遊歩道の整備も考えてほしい。

■まちづくり手続き/まちの活性化/まちづくり全般に関する意見

- 市の色々な計画が自分達の生活にどのような影響があるか説明が無い。
- 大地震の時、羽村で被害が出るような箇所があるのか？こういう話が出たということを広報で市民に情報提供することは意味があることだと思う。
- 横田基地の軍民共用はぜひ進めてほしい。
- 自立した都市とはどのような都市か。機能的な都市でなくとも色々な都市との結びつきができればよいという考えもあるのではないかと。

■日時・場所等：7月4日（水） 羽村東小学校多目的ホール （3地区対象）

■出席者：10名

■土地利用計画/区画整理事業/地区計画等に関する意見

- 羽村駅西口ほど区画整理事業が適さない地区はない。格子状の道路は地形にそぐわないし、モノレールが入る40m道路は不要だ。
- 羽村駅西口から堰までは羽村の景観の宝庫であり、地区の特性を生かした羽村らしい景観のまちづくりを進めてほしい。
- 羽村東小学校の周辺地域は第1種低層住宅の用途のままで良い。

■交通・道路/公園・緑地/景観等に関する意見

- 区画整理でなくとも、時間はかかるが地区計画で道路や公園はできる。小さい地区ごとに地区計画でやれば良い。
- 都市計画道路3・4・12号線、や7・5・1号線は不要ではないかと。
- 都道の拡幅やモノレールの計画を撤廃してほしい。
- 碁盤の目の道路はいらない。

■まちづくり手続き/まちの活性化/まちづくり全般に関する意見

- 今でも商業地域の人は苦勞している。羽村駅西口の商業地域の計画は広すぎる。
- 区画整理は市の財政にも大きな影響が予想される。財政の見直しを出してほしい。



■日時・場所等：7月5日（木） 小作台東会館 （4地区対象）

■出席者：5名

■土地利用計画/区画整理事業/地区計画等に関する意見

- 住宅地区内にスナックができており、夜の騒音に迷惑している。
- 市は、市内3地区の地区計画以外に広げていく意思はあるのか。
- 小作駅西口は国立の文教地区のような雰囲気の整備が良い。

■交通・道路/公園・緑地/景観等に関する意見

- 商業建物と住宅が混在し、高さや色彩など好ましくない建物がある。自治会では問題にしてきたが建築基準法が優先し効果的な規制ができない。
- 歩道のある道路が少なく、電柱が歩行の邪魔をしている。
- バリアフリー区間が連続していない箇所があるので、早急に整備してほしい。
- 「はむらん」をより多くに市民に利用してもらえるよう検討すべきだ。



- 小作駅の西口駅前広場をスクランブル交差点にできないか。
- 将来は遊休化する農地が増えると予想する。高齢者が増えることでもあり、健康づくりにスポーツができる公園の整備を進めてほしい。
- 街路樹のイチヨウは変えられないのか。
- 小作駅東口のロータリーの低木は歩行の邪魔になるので除去してほしい。
- 生産緑地地区の指定が解除された所については買収し公園にしてほしい。

■まちづくり手続き/まちの活性化/まちづくり全般に関する意見

- この地区の都市基盤は完成しており、景観や環境に取組んで行く段階になっている。
- 美しいまちづくりには市民のモラルの問題もある。
- 高齢者は日常の買物に困っている。高齢者が歩いて買物ができるような商店の誘致を検討すべきだ。
- 史跡・名勝だけでなく、美味しい店、しゃれな店などを載せた観光ガイドマップを作成したら良いのではないか。
- 今後、人口の増加が見込めないで商業は厳しくなる。このままのまちづくりでよいのか。

■日時・場所等：7月6日（金）ゆとろぎ講座室（5地区対象）

■出席者：5名

■土地利用計画/区画整理事業/地区計画等に関する意見

- 青梅のように戸建住宅の中に高層マンションが建つようになっては困る。
- 住宅街は住宅街の用途とし、その上で地区計画を活用するのが現実的で、区画整理による用途変更は住環境の変化を誘導することになってしまう。
- 区画整理で古いまち並みの雰囲気壊されてしまうことに不安がある。



■交通・道路/公園・緑地/景観等に関する意見

- 羽村駅近くにある「まいまいず井戸」や小作駅近くにある「懐古の井戸」など市街地の中の史跡は、周辺もふさわしい景観に整備し、一体的に保全できる仕組みを考えてほしい。
- 介山の住居跡などのある西口地区は羽村の歴史的景観の保全では大切な地区であり、特徴ある公園として整備し散策コースが形成できれば素晴らしいと思う。羽村らしいまちづくり、景観を大切にしたい。
- 羽村駅西口駅前広場は質素で下町風の個性的な広場にしてほしい。
- 市役所通りの歩道等は、福生の方から整備されているが、羽村も同じように整備するのか。
- 稲荷緑地等については公有地化を進めてほしい。

■まちづくり手続き/まちの活性化/まちづくり全般に関する意見

- 羽村駅西口の商業用途はむしろ羽村駅東口に持っていきべきで、東口で商業集積の形成を目指すべきだ。西口は下町風が良い。

■日時・場所等：7月9日（月）富士見平会館（6地区対象）

■出席者：3名

■土地利用計画/区画整理事業/地区計画等に関する意見

- 用途区分の見直しで、用途が変更されたが、まちづくりの基本路線である用途地域を変えられるのは困る。
- 地区計画で垣、柵の規定があったが、手入れをしないと50cmぐらいは道路に張り出し、両側で1mぐらい幅員が狭くなってしまふ。手入れのことまで規定しておく必要がある。



■交通・道路/公園・緑地/景観等に関する意見

- 少なくとも200～300m続く道路は軽自動車ですれ違えるように整備してほしい。

■まちづくり手続き/まちの活性化/まちづくり全般に関する意見

- 都市基盤が整備されている地区で何を変えようというのか。
- 市街化調整区域の整備計画が決まっているのか。
- この地区はこうあるべきだというビジョンを持ってマスタープランを策定してほしい。

■日時・場所等：7月10日（火）ゆとろぎ講座室（7地区対象）

■出席者：3名

■土地利用計画/区画整理事業/地区計画等に関する意見

- 地価の上昇が止まった今の時代に羽村駅西口の区画整理事業はあわない。区画整理事業の範囲をあんなに広くとる必要はない。
- 瑞穂町との境で開発が乱立している。今なら地図の上では空地も公園適地もある。今なら環境を保全することができる。



■交通・道路/公園・緑地/景観等に関する意見

- 町内会で使えるような公園が欲しい。双葉町には今なら緑が残っている。用地を先行取得して公園を充実してほしい。
- 羽村駅西口駅前広場は必要だが、区画整理事業の計画のような大きな面積は必要ない。
- モノレールは必要無いと思う。

■まちづくり手続き/まちの活性化/まちづくり全般に関する意見

- 20年先を見通すマスタープランとのことだが、財政との関連、財政の見通しを教えてほしい。夕張市のようなことがあっても情報が公開されなければ市民はなにも判断できない。
- 工業は優位にあるが商業、観光の振興は遅れている。横田基地が軍民共用になれば羽村にとって大変な資産になる。
- 羽村の水を売るという発想もあって良い。
- もっと色々なまちづくり市民活動団体があつたら良い。

■日時・場所等：7月11日（水）三矢会館（8地区対象）

■出席者：6名

■土地利用計画/区画整理事業/地区計画等に関する意見

- 双葉町は急に住宅が建ち出しており、早急に土地利用の規制に取り組んでほしい。
- 工業地域は工業の為にあるのであるから、住宅として使うなら規制を掛けていくべきである。



■交通・道路/公園・緑地/景観等に関する意見

- 動物公園通りと都道の交差点は見通しが悪い交差角度になっており、歩道もせまく、自転車も曲がりづらい。今、角地が売りに出ている。絶好の機会を生かし、交差点の改良をお願いしたい。
- 市民の利用を増やすために「はむらん」の運行を双葉町3丁目まで延長すべきだ。
- この地区は公園が少ない。地域を元気にするスポーツのできる公園がほしい。
- 学校開放施設はサークル中心の利用になってしまう。一般の人が利用できる公園がほしい。
- 動物公園通りが整備されても住宅地の中は迷路のような道で渋滞を回避する車が入り込んでいる。

■まちづくり手続き/まちの活性化/まちづくり全般に関する意見

- 工業は羽村の活力の源である。羽村は工業で生きていくという道筋を作っても良いのではないか。

- 事業所の市外への移転を引きとめる支援策を検討する必要がある。青梅に工業用水を送る本管がすぐそこに敷設されている。例えば半導体産業のような工業用水を活用する産業の誘致も検討してほしい。
- 地域で活用できるまちづくり情報は役所、市民、企業が共有できるように、例えば市や企業が行うインフラ整備計画と一緒に情報マップに表示できると便利である。
- 高齢者が車に依存せず歩いて買物にいけるまちづくりをしてほしい。

- 日時・場所等：7月12日（木）スイミングセンター会議室（9地区対象）
- 出席者：1名



■ 土地利用計画/区画整理事業/地区計画等に関する意見

- 土地区画整理事業は、地区の人にとっては大変なことだと思うが、作った計画は実行することが大切。
- 工場跡地にマンションや住宅が建ってしまうが、土地利用が計画が無いままに変わってしまう事がないよう、マスタープランの中できちんと計画を作っておくことが大切である。

■ 交通・道路/公園・緑地/景観等に関する意見

- 市街化調整区域の緑が減少している。緑を増やすのは容易でないので減らさない取り組みが大切。
- 緑地等の保全については市の計画で前もって歯止めをかける必要がある。
- 鉄道の西側の狭あい道路については難しい問題であるが「こうしたい」というプランを持っておく必要がある。

■ まちづくり手続き/まちの活性化/まちづくり全般に関する意見

- 計画は作りっぱなしでなく進捗状況をチェックするようにしてほしい。

II 羽村市意見公募手続（パブリックコメント）に寄せられた市民意見

羽村市都市計画マスタープラン（案）について平成20年1月4日から2月4日まで羽村市意見公募手続要綱に基づき、市民の方々から意見を募集しました。

その結果、5名の市民の方から18件の意見が寄せられ、意見の内訳は表のとおりです。意見内容の全文と市としての考えは、都市計画課窓口及びホームページなどで公開しました。

分類	件数	内訳
都市計画マスタープランに関する事	3	羽村駅西口土地区画整理事業に関する事
	1	都市づくりの基本理念に関する事
	1	都市づくりの目標に関する事
	1	地区別構想に関する事
	1	マスタープラン策定の進め方に関する事
	1	今後の市の財政に関する事
その他	1	国民保護計画に関する事
	1	防災無線に関する事
	2	ゴミの回収等に関する事
	1	観光振興の広報に関する事
	1	市民マナーに関する事
	1	地域防災計画に関する事
	1	歩道工事の改良に関する事
	1	市職員のマナーや教育者の管理に関する事
	1	病院や福祉施設の充実に関する事
合計	18	

Ⅲ 委員会の日程と議事内容

羽村市都市計画マスタープラン策定委員会の日程と議事内容

開催日時	会議名称	議事内容
平成18年 6月21日	第1回 策定委員会	1. 羽村市都市計画マスタープラン策定委員会要綱について 2. 策定委員会の進め方について 3. 羽村市の都市整備の課題と羽村市都市計画マスタープランの取りまとめの考え方について 4. 羽村市都市計画マスタープラン策定(見直し)に伴う市民アンケート調査項目の内容について
平成18年 9月27日	第2回 策定委員会	1. 現状分析を踏まえた都市計画の課題と今後のまちづくりの方向性について 2. 羽村市都市計画マスタープランの目次構成(案)について
平成18年12月 8日	第3回 策定委員会	1. 「将来展望」について
平成19年 1月10日	第4回 策定委員会	1. 「将来展望」について 2. 「まちづくりの目標と将来像」について
平成19年 2月 6日	第5回 策定委員会	1. 「将来都市構造」について 2. 「部門別都市計画の方針」について
平成19年 3月20日	第6回 策定委員会	1. 羽村市都市計画マスタープラン中間報告(案)について
平成19年 7月27日	第7回 策定委員会	1. 羽村市都市計画マスタープラン地区別懇談会の結果について
平成19年 9月13日	第8回 策定委員会	1. 羽村市都市計画マスタープラン地区別構想について
平成19年10月16日	第9回 策定委員会	1. 羽村市都市計画マスタープラン答申書(案)について

羽村市都市計画マスタープラン審議会の日程と議事内容

開催日時	会議名称	議事内容
平成18年 7月10日	第1回 審議会	1. 委嘱状交付 2. 羽村市都市計画マスタープラン審議会委員の紹介 3. 羽村市都市計画マスタープラン審議会条例及び同審議会運営要綱について 4. 羽村市都市計画マスタープラン審議会会長及び副会長の選任について
平成18年10月12日	第2回 審議会	1. 現状分析を踏まえた都市計画の課題と今後のまちづくりの方向性について 2. 羽村市都市計画マスタープランの目次構成(案)について
平成18年11月16日	第3回 審議会	1. 市内の土地利用の状況把握及び審議
平成18年12月15日	第4回 審議会	1. 第四次羽村市長期総合計画後期基本計画(案)について 2. 都市計画に関する上位・関連計画について
平成19年 1月18日	第5回 審議会	1. 将来の展望について 2. 都市づくりの基本理念と目標について
平成19年 2月20日	第6回 審議会	1. 将来都市構造について 2. 部門別都市計画の方針について
平成19年 3月28日	第7回 審議会	1. 羽村市都市計画マスタープラン中間報告(案)について
平成19年 4月19日	第8回 審議会	1. 羽村市都市計画マスタープラン中間報告の決定について
平成19年 8月 8日	第9回 審議会	1. 市民懇談会の意見集約の結果報告について 2. 地区別構想及び実現化方針の検討
平成19年 9月27日	第10回 審議会	1. 「地区別構想」について 2. 「羽村市都市計画マスタープランの実現に向けて」
平成19年10月26日	第11回 審議会	1. 「羽村市都市計画マスタープラン」の答申(案)について
平成19年11月21日	第12回 審議会	1. 羽村市都市計画マスタープランの答申について

Ⅳ 羽村市都市計画マスタープラン審議会委員名簿

番号	組織団体名	委員名	選出先等	任期
1	農業関係者	下田 壽勝	農業委員会から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
2	社会福祉協議会	濱本 栄子	社会福祉協議会から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
3	商業関係者	栢山 尚子	商工会から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
4	工業関係者	塩田 篤	商工会から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
5	観光関係	秋山 喜男	観光協会から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
6	町内会・自治会関係	師 昌男	町内会連合会から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年4月6日
		宇津木 晃		平成19年5月7日～ 平成19年11月21日
7	高齢者の団体	團野 アイ子	老人クラブ連合会から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
8	児童関係	高橋 佐和子	民生児童委員協議会から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
9	学識経験者	(会長) 松浦 先信	都市計画専門分野から選出	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
10	学識経験者	(副会長) 吉川 徹	首都大学准教授	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
11	関係行政機関	地域課長 田中 敏保	福生警察署から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
12	関係行政機関	予防課長 土屋 雅義	福生消防署から推薦	平成18年7月1日～ 平成19年3月31日
		予防課長 鈴木 浩永		平成19年4月18日～ 平成19年11月21日
13	市民公募委員	岡 誠	市民公募による選出	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
14	市民公募委員	小作 あき子	市民公募による選出	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日
15	市民公募委員	平野 隆司	市民公募による選出	平成18年7月1日～ 平成19年11月21日

V 羽村市都市計画マスタープラン策定委員会委員名簿

(平成18年度)

番号	委員名	委員名	名前	任期
1	委員長	都市整備部長	青木次郎	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
2	副委員長	企画部長	下田和敏	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
3	委員	企画課長	井上雅彦	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
4	委員	財政課長	市川康浩	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
5	委員	庶務課長	廣瀬和彦	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
6	委員	市民生活安全課長	小作貴治	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
7	委員	産業振興課長	加藤博	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
8	委員	環境保全課長	小林篁次	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
9	委員	社会福祉課長	島田芳雄	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
10	委員	児童課長	島田道夫	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
11	委員	建設課長	小林健朗	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
12	委員	管理課長	田村光夫	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
13	委員	公園緑政課長	原島正樹	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
14	委員	区画整理課長	羽村福寿	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
15	委員	教育総務課長	阿部敏彦	平成18年4月1日～ 平成19年3月31日
16	委員	水道課長	加藤憲一	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日

(平成19年度)

番号	委員名	委員名	名前	任期
1	委員長	都市整備部長	青木次郎	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
2	副委員長	企画部長	下田和敏	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
3	委員	企画課長	井上雅彦	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
4	委員	財政課長	市川康浩	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
5	委員	庶務課長	廣瀬和彦	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日
6	委員	生活安全課長	小作貴治	平成19年4月1日～ 平成19年11月21日
7	委員	産業活性化推進室長	細谷満広	平成19年4月1日～ 平成19年11月21日
8	委員	環境保全課長	小林健朗	平成19年4月1日～ 平成19年11月21日
9	委員	社会福祉課長	島田道夫	平成19年4月1日～ 平成19年11月21日
10	委員	保育課長	雨倉久行	平成19年4月1日～ 平成19年11月21日
11	委員	施設計画課長	田村光夫	平成19年4月1日～ 平成19年11月21日
12	委員	土木課長	中村幸夫	平成19年4月1日～ 平成19年11月21日
13	委員	区画整理管理課長	阿部敏彦	平成19年4月1日～ 平成19年11月21日
14	委員	教育総務課長	宮崎長寿	平成19年4月1日～ 平成19年11月21日
15	委員	水道課長	加藤憲一	平成18年4月1日～ 平成19年11月21日

※委員の変更については、機構改革等による

(事務局)羽村市都市整備部都市計画課

番号	役職	名前
1	都市計画課長	森田茂
2	都市計画係長	荻島一志
3	都市計画主事	池田明生

VI 羽村市都市計画マスタープラン審議会条例

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づく羽村市の都市計画に関する基本的な方針（以下「羽村市都市計画マスタープラン」という。）の策定に関する調査及び審議を行うため、市長の付属機関として、羽村市都市計画マスタープラン審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長からの諮問に応じ、羽村市都市計画マスタープランの策定に関する必要な事項を調査及び審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公共的団体等の代表者 8人以内
- (2) 学識経験者 2人以内
- (3) 関係行政機関の職員 2人以内
- (4) 市民公募委員 3人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱のあった日から第2条に規定する答申をした日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議회를代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

VII 羽村市都市計画マスタープラン審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この規則は、羽村市都市計画マスタープラン審議会条例（平成18年条例第21号）9条の規定に基づき、羽村市都市計画マスタープラン審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集の通知)

第2条 会長は、審議会の会議（以下「会議」という。）を招集しようとするときは、招集日の7日前までに、日時及び場所を委員に通知しなければならない。ただし、やむをえない場合は、この限りでない。

(欠席)

第3条 委員は、前条の規定による招集の通知を受けた場合において、出席できないときは、その旨をあらかじめ会長に申し出なければならない。

(委員の退席)

第4条 委員は、会議中退席しようとするときは、その事由を告げて会長の許可を得なければならない。

2 会長は、会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、委員の退席を禁じることができる。

(会議の公開)

第5条 会議は、公開するものとする。ただし、会長が必要と認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て非公開とすることができる。

2 傍聴に係る事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

(会議録の作成)

第6条 会長は、会議録を作成しなければならない。

- 2 会議録には、次に掲げる事項を記載する。
 - (1) 会議の開催日時及び場所
 - (2) 委員の出欠に関する事項及びその氏名
 - (3) 会議の途中で出席し、又は退席した委員の氏名及びその時間
 - (4) 委員以外の出席者の氏名
 - (5) 会議の内容その他会長が必要と認める事項
- 3 公開された会議の会議録は閲覧に供することができる。

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、第2条に定める事項について市長に報告した日をもってその効力を失う。

Ⅷ 羽村市都市計画マスタープラン策定委員会要綱

(設置)

第1条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「羽村市都市計画マスタープラン」という。）の策定に関する事項を調査検討するため、羽村市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市長の指示に基づき、羽村市都市計画マスタープランの策定に関し必要な事項の調査検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

(組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 委員長 都市整備部長の職にある者
- (2) 副委員長 企画部長の職にある者
- (3) 委員 企画課長、財政課長、庶務課長、生活安全課長、産業活性化推進室長、環境保全課長、社会福祉課長、保育課長、施設計画課長、土木課長、区画整理管理課長、教育総務課長及び水道課長の職にある者

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、座長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の出席を求め、意見を徴することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、都市計画に関する事務を所管する課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行し、第2条に定める事項について報告した日をもってその効力を失う。

付 則（平成19年羽企企第15827号）抄

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

羽村市都市計画マスタープラン

発行日 平成20年（2008年）3月

発行 羽村市 都市整備部都市計画課

TEL : 042-555-1111 (代) FAX : 042-554-2921

E-Mail : s401000@city.hamura.tokyo.jp